

平成 21 年 5 月 22 日

厚生労働大臣
舩添 要一殿

インターネットによる医薬品の販売等に係る体制
及び環境整備に関する審議会 設置の要望書

国民のライフスタイルが変化・多様化し、通信販売、インターネット販売（以下「通信販売」）はすでに国民に欠くことのできないライフラインになっております。医薬品の通信販売もまた、すべての国民が平等に必要な医薬品を入手し、健康を維持のためのひとつの重要な選択肢として今日すでに定着しております。

貴省において 2005 年にまとめられた報告書においても、すでに『（略）生活様式が変化・多様化し、例えば夜間就労する者やいわゆる夜型の生活を送る者も増加するようになった。さらに、インターネット等の情報通信技術の発展・普及等もあり、これらは利便性への要請といった医薬品の販売に対するニーズの変化の一因になっている。』（厚生科学審議会 医薬品販売制度改正検討部会報告書 2005 年 12 月 15 日 より抜粋）とあることや、2008 年 9 月に募集されたパブリックコメントには、通信販売を利用して健康を維持する生活者の声が多く寄せられたことなどからも、医薬品の通信販売が多くの国民のライフラインとなっていることは想像に難くないと思われま

す。加えて近い将来、日本が豚インフルエンザや鳥インフルエンザ等のパンデミックに直面すれば、通信販売によって医薬品を供給する私たちこそが国民の健康維持に重要な役割を担うこととなると認識しております。

平成 21 年 6 月 1 日から施行される医薬品新販売制度において、一般用医薬品のインターネット販売をはじめとする通信販売（いわゆる郵便等販売）は、店舗販売の一部として取り扱われます。しかしながら、通信販売、インターネット販売などのいわゆる郵便等販売は、将来さらなる情報通信技術の発展・普及が予想されることから、現行法に加えて、制度化が必要になる可能性があります。

私たちは、インターネット販売におけるより一層安全な販売環境の整備を図るために、業界としての統一的なルール案を提示し、それに沿った形で安全策を講じてきていることを「医薬品新販売の円滑施行に関する検討会」で明らかにしました。今後も発展し続ける

情報通信技術をいっそう活用し、自ら積極的により安全なインターネット販売を実現していく所存でございます。

舛添大臣おかれましては、私たちが行う安全策をより実効性のあるものとするために、また不適切な販売を行う事業者を厳に排除するために、一般用医薬品のインターネット販売をはじめとしたいわゆる郵便等販売の体制及び環境整備のために、法改正を見据えた審議会を早急に設置いただけますよう、切にお願い申し上げます。

『第6回有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会』における
医薬食品局長発言

厚生労働省 07/04/19 有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会 第6回速記録
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/04/txt/s0419-3.txt>) より転載

開催日：平成19年4月19日(木)

場所：厚生労働省専用第22会議室

(前略)

○ 高久座長

わかりました。どうもありがとうございました。ほかにどなたか。

結論としては、薬監証明を必要とするような薬については、個人輸入は基本的には認めないようにすると。そういう方向に行くということで。それから、医師個人輸入の場合に、これはこれから具体的にどうするかが問題であるにしても、外国の例を参考にすると、品質の確保という意味では薬剤師の関与を十分に考慮するという。ちょうど時間になりました。どうぞ。

○ 高橋医薬食品局長

ちょっとその辺はよくお考えいただかないといけないのですが、この個人輸入はある意味では野放しではないかという、ありていに言えばそういうようなお話になるのかもしれないかもしれませんが、個人によるこういったものの所持や輸入がだめだということは、これはある意味では非常に大きい問題なので、例えば麻薬とかあいうものに、こういうものを持ってはいけないという罰則つきで完全禁止をするような話になるかどうかなんです。その場合、ちょっとぐらい品質が悪いからだめなんだとか、個人には情報が十分っていないからやはり禁止する方向がいいんだということは、これはある面憲法問題になりますので、本当にそこまで非常に危険だという証明ができるかどうかというのは、ちょっと私の方の目からいうとかなり難しいのかなという気はいたします。ですから、実態として現実には個人は余り情報を持っていませんから、できるだけ普及・啓蒙をやると同時に、できるだけお医者さんの方がきちっと管理をする方向で進めていくという方向は全く問題がないと思いますが、今問題になっている最後に禁止ということになるとかなり難しい側面があるということはひとつ御理解いただきたいと思います。

それから、先ほどの13ページ、個人の輸入で届出があるものと同時に、届出がないものがあります。これは山のようにあります。薬か食品かもわからないようなものがいっぱいあります。そこを全部何か国がチェックしろといったら、これはもう行政事

務が大変なことになりますので、そこはあと個人責任でどう考えるかという問題が一つあるというのは御理解いただきたいと思います。

それからもう一つは、輸入する場合に、では医者が責任を持って輸入するんだと。同時にあと内容のチェックというお話が出ましたが、医者が責任を持っているというのは、現行の法制度で医者が今の医療制度の中で、患者に対して全責任を負っているという格好になっているわけです。これは全体の法律の組み立てが。そのとき例えばそこで今度は品質の方もちゃんとチェックを誰かがやろうという話になれば、それは参加する誰かがもしかすると責任をともに担う立場になるわけで、それはいいときはいいですが、悪いときになったら必ずそこには責任を負うという問題が発生します。そこはよく慎重に考えていただかないといけないということを、ちょっと御理解いただきたいと思います。

○ 高久座長

確かに禁止になると非常に大きな問題になるから、今おっしゃったようにPRをしてだんだん減らす方向に行くということしか仕方がないと思います。それから、薬剤師の方がどの程度関与するかということは、これは今後の検討課題になるのではないかと思います。よろしいでしょうか。おっしゃるとおりだと思います。どうもありがとうございました。(以下略)

※文中太字、下線は日本オンラインドラッグ協会